

意見検討結果一覧表

（案名：大規模施設整備事業再評価についての意見募集
 対象事業：木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市））

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>2019年8月事業計画地内において岩手県希少野生動植物の保護に関する条例指定種が発見される、特定外来生物が広範囲に拡大しているという、自然環境の状況に大きな変化が見られていることから、大規模公共事業再評価調書の概要の 5 総合評価では、『「自然環境等の状況」に関して大きな変化が見られない。』とされているが、事実誤認があり、修正をお願いしたい。</p>	<p>自然環境等の状況につきましては、「社会経済情勢等の変化（3）自然環境等の状況及び環境配慮事項」に記載しているとおおり、これまでも希少種等の生息状況を把握するとともに、有識者等からいただいた助言・指導を参考として環境に配慮した上で事業を進めてきたところであります。</p> <p>今回、再評価の総合評価における「自然環境等の状況」に関して大きな変化が見られないとの記載は、希少種等の発見に変化が見られないということではなく、前回評価時と同様に希少種の発見等を受けて希少動植物に係る環境調査を今年度から来年度にかけて実施予定としていることなど、自然環境保全指針の保全方向に沿って積極的な対応をしているという評価に変更がないということであります。</p> <p>なお、環境調査の結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	D (参考)

2	<p>自然環境等の状況及び環境配慮事項については、①主な助言内容として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生育基盤となる生態系を保全するため、可能な限り現況環境との保全・復元を図ること。 ・遊水地計画地内で確認された希少動植物種を保護すること。 ・希少野生動物の生育環境との共生を図り、生殖生育活動への影響を低減・回避すること。 <p>が示されているが、②対応状況として『・環境検討委員会の意見を踏まえ、事業実施における周辺環境への影響は可能な限り低減させることとしている。』とされているが、木賊川遊水地環境検討委員会は平成14年～平成15年にかけて3回実施されたものであり、当時は環境調査で2019年に発見された希少種が確認されていなかったことから十分な保全対策が検討されていない状況にある。</p> <p>希少種の保護保全のため、専門家による木賊川遊水地環境検討委員会を再度設置・開催し詳細な環境調査を行うとともに保全対策を検討・実施すること。</p>	<p>新たな希少種の発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度から来年度にかけて環境調査を実施する予定です。</p> <p>また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
3	<p>代替案立案の可能性の②今後における代替案立案の可能性の中で、『現時点で予想される社会・自然環境等の大きな変化はないため、代替案立案の可能性はない。』とされているが、希少種が新たに発見されるという自然環境に大きな変化があることから、希少種の保護保全を図るため、検討会等の意見を踏まえ、代替案の立案、設計変更等を検討すること。</p>	<p>新たに設置する予定の有識者等による検討委員会の意見を踏まえた保全対策を検討していきます。</p>	C (趣旨同一)
4	<p>遊水地予定地内には、絶滅危惧種の生育が確認されている。遊水地上流側には希少種の着生する樹木が確認された。一方で、オオハンゴンソウやアレチウリなどの特定外来生物の繁茂が目立ち、希少種を被圧している。希少種の保全は、市民団体の尽力によって行われている状況であり、事業としての具体的な対応策が必要である。</p>	<p>新たな希少種の発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度から来年度にかけて環境調査を実施する予定です。</p> <p>また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)

5	<p>第二遊水地内の小水路内の底泥撒きだし調査の結果、現在の生育は確認されていないが、埋土種子としての水生植物の存在が明らかになった。水生植物の保全に際しては、安定した水域が不可欠である。第二遊水地内の事業としてのビオトープ造成は未実施であるが、造成予定地に希少種が発見されたことから、この保全とあわせ、ビオトープ造成計画を再検討する必要がある。</p>	<p>新たな希少種が発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度から来年度にかけて環境調査を実施する予定です。</p> <p>また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
6	<p>第二遊水地北東側において、2019年8月に岩手県レッドリストAランクの岩手県希少野生動植物指定種が確認された。生息地等を保全するための地域規制、個体の数を維持又は回復させるための推進措置が必要とされることから、本事業実施に際しての対応を検討する必要がある。また、堤体造成予定箇所より南側においても2020年8月2日に本種が発見されていることから、面的に広く存在していることも考えられ、保全策が必要とされる。今年度実施予定とされる環境調査に際して、希少種の生息状況の把握を確実にを行う必要がある。時期を逸する場合は来年の追加実施が必要である。これを踏まえ、堤体や第二遊水地の造成をどうするか、上記ビオトープ造成も含め、保全策を再検討する必要がある。</p>	<p>新たな希少種が発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度から来年度にかけて環境調査を実施する予定です。</p> <p>また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
7	<p>調整池造成予定地周辺の木賊川には、岩手県レッドリストBランクの希少種が生息する。これらは、河道付け替えが生じる場所にも多く生息しており、その場合には移植が必要である。2012年環境調査には、残存する流路に導水するなどの対応で保全する計画があるものの、それに対する対応策は具体化されていない。他方、現存する希少種の個体群は、世代交代が見られない。希少種の幼生は、特定魚種に寄生することが知られており、魚類調査の結果では特定魚種の生息密度は低かった。また、高速道からの冬季の凍結防止剤の流入が確認されており、この影響も否定できない。長寿である本種個体群は失われる途上にあるとも考えられ、世代交代を可能にする保全策の検討が急務である。</p>	<p>今年度から来年度にかけて実施予定の調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)

8	<p>遊水地造成予定地内の木賊川には岩手県レッドリスト C ランクや D ランクの希少種が生育する。この希少種の生息は、流路が付け替えられる部分に多く見られ、今後の施工に際して具体的な保全策が必要とされる。</p>	<p>新たな希少種の発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度から来年度にかけて環境調査を実施する予定です。</p> <p>また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
9	<p>木賊川は、明治期に農業用水の確保を目的に、諸葛川から雫石川に流れる流路を付け替え、みたけから上堂をぬけて北上川に至る流路に付け替えられた。その際に北上川との落差が生じ、魚類の遡上は困難になったと考えられる。しかしながら、本事業において先行して実施された分水路の供用により、サケやサクラマスといった回遊魚の遡上を確認された。これらの魚種が木賊川や巢子川に遡上可能になれば流域のエコアップに繋がる。しかしながら、現在の分土工や斜路工によって分断された状態である。遊水地の堤体が造成されるのはしばらく先になることから、魚類の移動が可能な構造への修正が必要である。さらに、分水路には越流堰の関係で 4m の落差が生じることから、現在魚道を設置する改善案を検討している。しかし、限られた延長で 4m の落差を解消する魚道の設計は極めて難しいことが想定される。越流堰の位置を上流側に変更するなどの対応はできないものだろうか。あわせて巢子川と木賊川の合流部や分土工付近の水深の確保や流れの多様化など、検討が必要と考える。</p>	<p>新たな希少種の発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度から来年度にかけて環境調査を実施する予定です。</p> <p>また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)

10	<p>第二遊水地は、掘り下げが行われた後は平らに造成し、その後の管理は滝沢市に委ねられる計画である。現在は、野球場やグランドゴルフ場等の利用が挙げられているが、この計画は平成 26 年時点のものであり、水をかぶった後の復旧などの実施はどのようになるのか。実際に第二遊水地が整備されるのはしばらく先であるにしても、滝沢市による管理も含めた方向性を、再度住民を交えておこなう必要があるのではないかと。現地付近には、江戸時代には渡り鳥を集めるために作られたとされる「大喰堤」が存在したとされる。個人的には大喰堤を復元する目的で一定の面積の淡水型遊水地として維持し、安定した淡水水域とすることが管理の省力化にもつながるのではないかと考えている。</p>	<p>遊水地の利活用については、平成 26 年度に有識者、地元代表者、滝沢市関係部局等で構成された「木賊川遊水地利活用を考える会」（以下、検討会）を発足し、利活用について検討を実施したところであります。</p> <p>検討会で得られた提言内容の実現には、予算、維持管理方法等の諸課題を解決していく必要があることから、今後、整備を進めながら地元自治体、地域住民等とともに検討を進めていきます。</p>	C (趣旨同一)
11	<p>駆除、移植活動等に積極的なボランティア活動をすすめることを計画の中に配慮してほしい。(環境保全として残される第 1 遊水地がオオハンゴンソウ侵入により自然環境破壊の危機的状況。人手による駆除が必要など)。防災工事と自然環境保全の両面での主体的行動が必要。</p>	<p>木賊川の周辺環境の保全のため、新たに有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
12	<p>工事の取り組みの過程を紹介しながら、工事に支障がない範囲で木賊川遊水地建設の環境学習プログラムとして活用していくことを計画の中に配慮してほしい。</p>	<p>木賊川の周辺環境の保全のため、新たに有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
13	<p>植物の重要調査結果をみると、 第 1 回調査（平成 6 年頃） 21 種 第 2 回調査（平成 25 年頃） 15 種 現在 11 種(位)</p> <p>この 20 年近くで貴重な自然が失われ続けていることが分かる。住民も里山の田畑が外来種がはびこる荒れ野原となり、ため息をついている。ここ 10 年このままだとさらに一桁に種が減ることが予想される。早急に現在生き残っている種の保全が必要。それほど経費をかけなくても出来ることは多い。</p> <p>荒れ果てていく遊水地環境を見ていて、市民県民ボランティアによるこれまでの活動を継続充実されていく必要性を感じる。</p>	<p>木賊川の周辺環境の保全のため、新たに有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)

14	市街地のそばにこれほどの自然があることは誇らしい。工事はさらに時間がかかることが予想される。今、県民・市民とこの恵を伝え分かち合いたい、工事完成後の遊水地活用を考えるのではなく、現在の保護への取り組みから活用が始まっている。自然から採取するだけでなく、自然の恵みを育てて世代を超えて未来に引継ぎついでいきたい。木賊川遊水地工事は生かし方で防災だけではない価値を生み出す場と思う。	木賊川の周辺環境の保全のため、新たに有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。	C (趣旨同一)
15	盗掘による希少種の減少が確認されており、看板・立札などによる防止が以前なされていたが、今はないようなので、再度防止策が必要だと思う。	現状について情報収集の上、必要な対策について検討していきます。	D (参考)
16	「大規模公共事業再評価調書」の本体と付表において、集中豪雨時における水位上昇データが明記されていない。どのレベルの水位上昇を想定した設計と成っているのか、また、対策によってどのレベルまで水位上昇を低減できるのかデータが示されないままでは、評価の意味が無い。洪水の浸水想定と対策のデータを明記してほしい。この点が明記されないと評価は不可能と考える。また、平成14年度洪水により巨大な洪水が発生する可能性を考えないのは「非科学的な希望的観測」にすぎない。	治水安全度につきましては、流域の大きさ、洪水氾濫区域内の資産や人口、上下流バランス等について、総合的に考慮し決定しており、本事業は、50年に1度の確率による降雨で発生すると考えられる洪水被害からの解消(治水安全度 1/50)を図ることとしています。 また、近年、激甚化、頻発化している豪雨災害を踏まえ、ハード整備を進めるとともに、住民の円滑かつ迅速な避難を促すためのソフト施策と組み合わせた総合的な治水対策を推進していきます。	C (趣旨同一)

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)